

議案の概要

・ 議案（17件）

第58号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）（財政課）

(単位 千円)

	補正前予算額	33,221,695	補正予算額	△270,808	補正後予算額	32,950,887
主な歳入	国庫支出金 ・障害者自立支援給付費等負担金 ・社会資本整備総合交付金 ・都市構造再編集中支援事業費補助金				73,500 △235,100 △66,000	
	県支出金 ・障害者自立支援給付費等負担金				36,750	
	諸収入 ・旧尾張旭市長久手市衛生組合清算負担金受入金				76,785	
	市債 ・三郷駅周辺まちづくり事業				△161,300	
主な歳出	・財政調整基金積立金 ・公共施設整備基金積立金 ・定額減税補足給付金給付事務委託料 ・介護給付・訓練等給付費 ・三郷駅周辺まちづくり事業 ・人件費				△150,000 76,785 △21,759 147,000 △380,469 74,057	
繰越明許費補正 4件、債務負担行為補正 2件、地方債補正 3件						

第59号議案 令和7年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

(保険医療課)

(単位 千円)

	補正前予算額	7,197,860	補正予算額	14,407	補正後予算額	7,212,267
主な歳入	・繰入金				11,407	
主な歳出	・人件費				11,407	

第60号議案 令和7年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第2号）（財政課）

(単位 千円)

	補正前予算額	357,524	補正予算額	88,351	補正後予算額	445,875
主な歳入	・財産収入				88,351	
主な歳出	・諸支出金（土地開発基金償還金）				88,351	

第61号議案 令和7年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第2号）（長寿課）

(単位 千円)

補正前予算額		7,276,140	補正予算額	15,188	補正後予算額	7,291,328
主な 歳入	・国庫支出金 ・繰入金				4,485 10,767	
主な 歳出	・総務費（介護保険システム改修委託料） ・人件費				8,026 5,419	

第62号議案 令和7年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第1号）（経営政策課）

(単位 千円)

収入	補正前額	2,169,756	補 正 額	△328	補正後額	2,169,428
支出	補正前額	2,461,378	補 正 額	8,316	補正後額	2,469,694
主な内容	・人件費				8,316	

第63号議案 令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第2号）（経営政策課）

(単位 千円)

収入	補正前額	2,970,410	補 正 額	△81	補正後額	2,970,329
支出	補正前額	3,498,875	補 正 額	4,162	補正後額	3,503,037
主な内容	・人件費			4,162		

第64号議案 尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について（総務課）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第65号議案 尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について（総務課）

行政手続等において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第66号議案 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について（人事課）

議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

期末手当の支給月数の改訂（0.05月分引き上げ）

【概要】

期末手当の支給月数の改訂（0.05月分引き上げ）

令和7年度期末手当 3.45月→3.5月

令和7年度12月期支給 1.725月→1.775月

令和8年度6月期及び12月期にそれぞれ1.75月分を均等支給

第67号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（人事課）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

【概要】

期末手当の支給月数の改訂（0.05月分引き上げ）

令和7年度期末手当 3.45月→3.5月

令和7年度12月期支給 1.725月→1.775月

令和8年度6月期及び12月期にそれぞれ1.75月分を均等支給

第68号議案 尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事課）

職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに会計年度任用職員の報酬基準額を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第69号議案 尾張旭市立小中学校体育施設使用料条例の一部改正について (健康都市・スポーツ課)

尾張旭市立小中学校体育施設の使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

【概要】

- 中学校体育館に空調設備が導入されることに伴い、受益者負担の原則に基づき、新たに空調設備料を追加する。

体育館（全面） 4月、5月、10月、11月…1,620円
6月～9月…3,000円
(空調設備（冷房）使用料1,380円を含む)
12月～3月…3,220円
(空調設備（暖房）使用料1,600円を含む)
体育館（半面） 4月、5月、10月、11月…810円
6月～9月…1,500円
(空調設備（冷房）使用料690円を含む)
12月～3月…1,610円
(空調設備（暖房）使用料800円を含む)

- 中学校運動場の使用料については、運動場と夜間照明設備の使用料を明確にする。
7,430円（夜間照明設備使用料7,010円含む）

第70号議案 尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（こども未来課）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第71号議案 尾張旭市下水道条例の一部改正について（経営政策課）

下水道使用料及び排水設備等工事計画確認申請手数料を変更し、並びに災害その他非常の場合における排水設備工事の特例を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

【概要】

- ・下水道使用料の改定
- ・排水設備等工事計画確認申請手数料の改定
- ・災害時その他非常の場合における排水設備工事に係る指定工事事業者の確保について規定を追加

第72号議案 尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について（経営政策課）

水道料金及び設計審査等手数料を変更し、並びに災害その他非常の場合における給水装置工事の特例を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

【概要】

- ・水道料金の改定
- ・設計審査手数料、工事検査手数料及び諸証明手数料の変更
- ・災害時その他非常の場合における給水装置工事の特例規定を追加

第73号議案 尾張旭市火災予防条例の一部改正について（予防課）

林野火災予防の実効性を高めるため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年1月1日

第74号議案 市道路線の認定及び廃止について（土木管理課）

市道の一部が三郷駅前地区市街地再開発事業区域内に編入されることに伴い、路線を認定及び廃止する必要があるとともに、開発行為により帰属された道路等を管理するため、市道として認定する。

認定路線 三郷26号線、柏井26号線、北山36号線

廃止路線 三郷4号線